

Title	〔最高裁判事例研究一七九〕株主総会決議無効確認の訴が株主総会決議取消の訴の要件をみたしている場合における決議取消の主張と決議取消の訴としての出訴期間の遵守(昭和三十四年一月一六日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	伊東, 乾(Ito, Susumu) 山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.7 (1980. 7) ,p.131- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800715-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800715-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

昭五四七（最高民集三三卷）

七号七〇九頁）

株主総会決議無効確認の訴が株主総会決議取消の訴の要件をみたしている場合における決議取消の主張と決議取消の訴としての出訴期間の遵守

株主総会決議無効確認請求事件（昭和五四・一一・一六第二小法廷判決）  
 Y会社（被告・被控訴人・上告人）は、昭和五〇年五月三〇日に第三回定時株主総会を開催し、第三期営業報告書、貸借対照表及び、損益計算書承認の決議を行った。Xら（原告・控訴人・上告人）は、同年八月二〇日に、本件総会において承認決議のなされた計算書類は、監査役の監査を経ていない事を理由として、「Y会社が行った第三期営業報告書貸借対照表及び損益計算書承認の決議は無効である事を確認する。」との判決を求め、決議無効確認の訴を提起したが、さらに右訴訟係属中の昭和五二年五月二四日に、予備的請求として決議取消の申立をなした。一審は右決議無効確認の訴については理由なしとして請求を棄却したが、決議取消の訴については、決議の日を五月三日と認定したため、出訴期間経過後に提訴されたもので不適法であるとして訴を却下した。Xはこれを不服として控訴した。原審は、最初の訴が総会決議の日から三ヶ月内である五月三〇日に提起されたことを認定し、この提起の時に、予備的に決議取消の訴が包含されていたものと解して、昭和五二年五月二四

日のXの主張は、これを明示したにすぎないとして、一審判決の予備的請求の部分を取り消して、右部分を一審裁判所に差戻しその余の部分に對する控訴を棄却するとの判決をした。Yはこれに對して、商法二四八条に違反した判断であるとして、上告した。本判決はこれに依りて、株主総会決議の無効確認を求める訴において、決議無効原因として主張された瑕疵が決議取消原因に相当しており、しかも決議取消訴訟の原告適格、出訴期間等の要件をみたしている時には、たとえ決議取消の主張が、出訴期間経過後になされたとしても、なお決議無効確認の訴提起時から、取消の訴も提起されていたものと同様に扱うのを相当とし、本件取消訴訟は出訴期間遵守の点に欠けるところはないとして、原判決を支持し、上告を棄却したものである。

判旨に賛成する。

一、株主総会決議に、なんらかの瑕疵が含まれているため、その効力を否定しようとする者のために、商法は、瑕疵の種類によつて、手続的な瑕疵は、決議取消の訴、内容的な瑕疵は、決議無効確認の訴によるべく規定している。瑕疵が、手続上のものであるか、内容上のものであるかは、論理的には、明確に区別されるが、実際に、

具体的な瑕疵の主張について、それが、手続的なものであるか、内容上のものであるかを判断する事が、非常に技術的であるために、決議の効力を争おうとする当事者は、訴の選択に迷う事も多い。このため、この訴の選択を誤つて訴が起される事があり、下級審においては、このような場合に、どのように取扱うべきかについて、統一した判例が確立していなかつた。<sup>(2)</sup> 本判決はこの点に関して、最高裁が新たな判断をしたという意味で、価値があるものである。

株主総会決議の訴に関しては、訴訟法上、訴訟物の構成の点で、学説の対立があるが、本判決とこれらの学説の関係を、以下考察してみる事にする。

二、株主総会決議の瑕疵に関する訴には、前述した、決議取消の訴と、決議無効確認の訴の他に、学説上は、決議不存在確認の訴が、認められており、争いはない。これら三者の訴の訴訟物は別個独立に構成されると考えているのが、通説である。<sup>(3)</sup> これに対して、これら三者の訴を起す当事者はもともとこの訴の結果を、別個なものである事を意識した上で、いずれの訴によるべきかを判断しているのではなく、裁判所による決議の否定宣言なるものを、いずれにせよ欲していると見るべきであるとし、三者の訴訟物を一個として構成しようとする少数説（以下通例に従つて、この説を一元論と呼ぶ）がある。<sup>(4)</sup>

一元論を主張する論者の中には、「従前の理論においては決議を争う訴訟の訴訟物の同一性を左右する事実を攻撃防禦方法たるにとどまる地位に位置づける理論が現われたならば、それは新しい訴訟

物理論のひとつの構造的特長を示すものといふことができる。」<sup>(5)</sup> として、新訴訟物理論との脈絡を示唆するものもある。ここであえて脈絡の示唆するのは、一元論をとる事が、新訴訟物理論を主張する諸説にとつての、論理的必然とは考えられないからである。通常言われる新旧の訴訟物理論の区別は、その構造的特徴にあるのではない。本来の両説の対立の出発点は、実体権と訴訟との関わり方の捉え方にあり、いわゆる構造的特徴の差異は、その帰結にすぎないからである。だからこそ、新訴訟物理論をとりながら、一元論を否定する学説も存在するのである。<sup>(6)</sup> 従つて前述の引用を、新訴訟物理論をとる学説は、一元論を肯定すべきだと読むような事は、誤りであると言へる（但し、あえて言えば、一元論は、新訴訟物理論をとる学説にとつて、基本的な態度の上で、なじみやすい事は否めない。すなわち、一元論において、決議訴訟の訴訟物は、決議否定宣言請求権という一つの訴訟上の請求権として構成されており、あたかも新訴訟物理論の法条競合の場合の態度に、類似するからである。その意味で、一元論は、新訴訟物理論を最も徹底させた形としても考えられるが、右請求権が実体法上にも一つの請求権であるとすれば、これを新訴訟物理論と称するのはあたらない。いずれにしてもここにいう一元論は、瑕疵の主張を実体法上に一個の請求権と見るものである。）。

三、右の如く、一元論の本質は、実体法上の一つの選択に依つていと考えると、通説との違いが明瞭となる。すなわち、通説が訴訟物である、取消請求権と無効確認請求権さらに不存在確認請求権を、別個独立な実体権と考えているのに対して、一元論はまとめて、一つの実体権と考えているという事なのである。両説は、訴訟法上の

問題である訴訟物に関する議論を、実体法上の選択をする事で解決しているのであると言える。

だが、法条が別個に構成されているということだけで、通説のように実体権として別個と説くのも飛躍なら、結局は決議の否定に帰するという事だけで、一元論のように実体権としての同一を説くのも短絡であろう。実体法は訴訟を通じて探索され、形成せられなければならない。

四、またどちらの説によつても、原告の当初の訴の選択が誤つていた場合、その救済は困難になるであろう。一元論によれば、それが、容易であるかのように考えられがちであるが、疑問である。本件を例にとつて考えると、訴自体は、無効確認の訴とされていたが、一元論のいわゆる読みかえの操作によつて、決議否定宣言の要求となり、理由づけは、取消原因であるが、これは決議否定の根拠となりうるので、救済されるというのである。それでは、今仮に、この理由づけが、決議の日より三ヶ月以後に、なされた場合はどうなるであろうか。一元論上これは、訴訟物の同一性を左右する事実ではなく、攻撃方法の地位に立つが、商二四八条一項の解釈に、更に手を加えない限り、これとの関係で当該攻撃方法は、理由なしという扱いをうけざるを得ない筈である。<sup>(8)</sup>

他方、通説によると、原判決に言われるように、訴提起時から、予備的な訴として、取消の訴も含まれていたと、言うより他に、救済の仕様はない。それではしかし、原告が当初から取消原因を主張していたという、本件のような特殊な場合に、救済が限られる。三

ヶ月内に無効の訴が起されて、無効原因のみが主張されおり、三ヶ月経過後に、取消の訴もしくは、取消原因の主張が追加されたという場合に、これを救済する必要はないのであろうか。

五、実体権は、訴訟を通じて形成されなければならない。形成の主体は、もちろん訴訟の当事者である。ところが、通説は、取消の訴が起されたか、確認の訴がおこされたかという事によつて、直ちに当事者の意思を、取消権の行使にあるか、無効の主張にあるかとを、一律に決めてしまおうとしている。これに対して、一元論は、たとえ訴がどちらの形でおこされるにせよ、そこには決議否定宣言を要求しようとする当事者の意思しかありえないと、決めつけているわけである。自己の規矩によつて、当事者の意思を尊重すべきところを、却つてこれを無視するのと、同様の結果に帰している。当事者のうちには、「要するに決議の効力が否定されれば良い」と考える者もいれば、「無効確認をしてもらわなければだめだ」と考えている者もいる筈で、この両者の意思が、そのまま、各自の訴の訴訟物の構成に、反映される事こそ、必要なのである。

そして、この事をより確実に実現するために、この当事者の意思は、訴訟の終点まで（具体的には、口頭弁論終結の時点まで）、探される努力が続けられる事を、前提とせねばなるまい。訴訟が、紛争解決のために、訴—判決のプロセスを選んだ時から、訴訟で第一義ものは判決となり、これにすべての訴訟行為が収束する事になった。従つて口頭弁論終結時までの行為が、判決に意味を与える限度で、適つて評価されれば足りると考えられ、訴も提起の段階で、確

定的にとらえられる必要はなく、口頭弁論終結時までには整えられれば、それで足りる。そう解することによつて初めて、当事者は技術や形式に翻弄されることなく、自由に、自己の信する実体権を探索し、確証する事が、可能になるのである<sup>(9)</sup>。

六、このように考えると、本件のように、取消原因は、三ヶ月以内に主張されていた場合の他に、三ヶ月経過後に、取消原因が主張された場合にも、当初から、その訴が取消の訴をも含んでいたか、あるいはもともと取消の訴だったかが、認められた上で、これを許すという可能性も考える事ができる。この時、商法二四八条は、決議の瑕疵を主張する訴のいずれかが、三ヶ月以内に起されれば、取消の訴として（たとえ取消の主張が、あるいは取消原因の主張が、三ヶ月以後になされたとしても）、扱われる可能性があるが、三ヶ月を過ぎて、いかなる訴が起されても、これが取消の訴として扱われる余地はないという意味に、解することになる。すなわち、三ヶ月内に待ったがかげられなければ、決議は手続上は確定して、無効主張の余地が残るだけだが、何らかの訴（無効確認であれ取消の訴であれ）をもつて、三ヶ月内に待ったのかかつた決議は、手続的にも確定しないという事で、その方が自然であり、これで商法二四八条の目的も達することができると解せられる。

(1) 鈴木・会社法一三二頁

(2) 適法とするもの大阪地判昭二七・一一・一〇下民三・一一・一五九

〇、東京地判昭三〇・七・八下民六・七・一三八二、大阪高判昭四二・

九・二六高民二〇四、四二一、大阪高判昭四五・一一・九

不適法とするもの・東京地判昭二七・三・二八下民三・三・四二〇、金沢地判昭三四・九・二三下民一〇・九・一九八四、大阪地判昭三五・五・一九下民一一・五・一一三二

(3) 松田・会社法概論二〇二頁、鈴木・前掲一三〇頁、前田「いわゆる決議不存在確認の訴」実務民訴講座五・四二頁

(4) 小山「株主総会の決議を争う訴訟物について」現代商法学の課題(上)二八七頁、坂井「株主総会の決議を目的とする訴の性質」会社と訴訟(上)二七七頁、霜島「決議を争う訴訟物」民訴雑誌一一号二〇三頁

(5) 小山前掲二四七頁

(6) 三ヶ月「訴訟物再考」民訴雑誌一九号五四頁

(7) 伊東・民事訴訟法の基礎理論二一七頁

(8) 小山・前掲二八八頁、坂井・前掲三一頁

(9) 伊東・前掲六頁

伊東 乾・山田 恒久